本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

行政権等の行使：③許認可・産業取締（漁業関連）

No.14

竹島におけるアシカ漁業以外の漁業や水産動植物類の採捕を禁止

島根県令第48号（漁業取締規則）

1908年（明治41年）6月30日

資料概要

この資料は、島根県漁業取締規則を改正し、竹島におけるアシカ漁業以外の漁業や水産動植物類の採捕を禁止する県令である。

竹島においてアシカ漁業を希望する4名は、1905年（明治38年）6月5日付で島根県知事から許可を受け（→No.10）、竹島漁猟合資会社（→No.11、12）を組織して竹島におけるアシカ漁業を開始した。その後、同社は、密漁を防止し、アシカの保護を図る上で竹島の全島借用とその地先水面使用の必要性を感じ（※1）、翌1906年（明治39年）4月30日、竹島の全島借用と地先水面の占用免許を島根県知事に申請した。しかし、官有地借用については許可が与えられたが（※2）、地先水面の占用免許は与えられなかった。

そのため同社は、1907年（明治40年）に再度これを島根県知事に申請したが、隠岐島司の意見に基づき（※3）、島根県知事は、1908年（明治41年）6月30日付の県令によって1902年（明治35年）の漁業取締規則（→No.9）を改正し、第8条の改正によって、竹島及びその地先20丁以内でアシカ漁業以外の漁業を禁止する規定が追加された。

※1　「竹島経営ニ関スル陳情書」（1906年4月30日）『竹嶋』（島根県公文書センター所蔵）
※2　「島根県地第2034号」（1906年7月2日）『渉外関係綴（竹島関係綴）　昭和28年度』（島根県竹島資料室所蔵）
※3　「甲農第91号」（1907年8月7日）『竹島貸下・海驢漁業書類』（島根県公文書センター所蔵）

作成年月日	1908年（明治41年）6月30日
編著者	島根県知事（若林賚蔵）
発行者	島根県
収録誌	島根県令　明治41年
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	島根県公文書センター
利用方法	島根県公文書センターで利用手続きを行う（島根県竹島資料室で複製本の閲覧可）

内容見本

島根県令第四十八号
明治三十五年十一月本県令第百三十号漁業取締規則中左ノ通リ更正シ本年七月一日ヨリ施行ス
明治四十一年六月三十日　島根県知事若林賚蔵

一、第一条ヲ左ノ通リ更正ス
漁業法施行規則第五十六条ニ掲クル漁業ノ外左ニ掲クル漁業ヲ為サントスル者ハ知事ノ許可ヲ受クヘシ但シ第七号ノ漁業ハ明治三十八年二月本県告示第四十号所定竹島ニ於ケルモノニ限リ又第八号乃至第十一号ノ漁業ハ湖沼河川ニ於ケルモノニ限ル
　一、打瀬網漁業　二、手繰網漁業
　三、飯掛網漁業　四、笠網漁業
　五、白魚張切網漁業　六、一定ノ曳揚場ヲ有セサル地曳網漁業
　七、海驢漁業　八、浮網漁業
　九、縫網漁業　十、公魚掛網漁業
　十一、張切網漁業（定置漁業ニ属セサルモノ）
　前項漁業ノ許可ヲ為シタルトキハ漁業鑑札ヲ下付ス
一、第二条ヲ左ノ通リ更生ス
漁業許可ノ期間ハ潜水器漁業ニアリテハ一箇年以内其ノ他ノ漁業ハ五箇年以内トス
一、第三条ヲ左ノ通リ更正ス
漁業許可ヲ受ケムトスル者ハ願書ニ左ノ事項ヲ記載スヘシ但シ張切網、浮網、公魚掛網漁業ノ願書ニハ左記各号ノ外漁具敷設ノ形状及区域ヲ記載シタル図面弐通ヲ添付スヘシ
　一、漁業ノ名称
　二、漁業ノ場所
　三、漁具ノ構造及其ノ使用法
　四、漁獲物ノ種類
　五、漁業時期
　六、許可期間
（中略）
一、第八条ニ左ノ一項ヲ追加ス
竹島（明治三十八年二月本県告示第四十号）及其ノ地先二十丁以内ニ於テ海驢漁業以外ノ漁業ヲ禁ス

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

島根縣令第四十八號

明治三十五年十一月本縣令第百三十號漁業取締規則中左ノ通リ更正シ本年七月一日ヨリ施行ス

明治四十一年六月三十日　島根縣知事若林賚藏

一、第一條ヲ左ノ通リ更正ス

漁業法施行規則第五十六條ニ掲クル漁業ノ外左ニ掲クル漁業ヲ爲サントスル者ハ知事ノ許可ヲ受クヘシ但シ第七號ノ漁業ハ明治三十八年二月本縣告示第四十號所定竹島ニ於ケルモノニ限リ又第八號乃至第十一號ノ漁業ハ湖沼河川ニ於ケルモノニ限ル

一、打瀬網漁業
二、手繰網漁業
三、飯掛網漁業
四、笹網漁業
五、白魚張切網漁業
六、一定ノ曳揚場ヲ有セサル地曳網漁業
七、海鰻漁業
八、浮網漁業
九、建網漁業
十、公魚掛網漁業
十一、張切網漁業（定置漁業ニ屬セサルモノ）

前項漁業ノ許可ヲ爲シタルトキハ漁業鑑札ヲ下付ス

一、第二條ヲ左ノ通リ更正ス

漁業許可ノ期間ハ潜水器漁業ニアリテハ一箇年以内其ノ他ノ漁業ハ五箇年以内トス

所蔵：島根県公文書センター

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

一、第三條ヲ左ノ通リ更正ス

漁業許可ヲ受ケムトスル者ハ願書ニ左ノ事項ヲ記載スヘシ但シ張切網、浮網、公魚掛網漁業ノ願書ニハ左記各號ノ外漁具敷設ノ形狀及區域ヲ記載シタル圖面貳通ヲ添付スヘシ

一、漁業ノ名稱
二、漁業ノ場所
三、漁具ノ構造及其ノ使用法
四、漁獲物ノ種類
五、漁業時期
六、許可期間

一、第五條ヲ左ノ通リ更正ス

漁業鑑札ヲ亡失又ハ毀損シタルトキ若クハ住所氏名ニ變更アリタルトキハ其ノ事由ヲ具シ速ニ再渡下付又ハ書換ヲ申請スヘシ

漁業許可ヲ受ケタル者死亡、廢業又ハ許可期間滿了シタルトキハ三十日以內ニ相續人又ハ本人ヨリ其ノ旨屆出テ鑑札ヲ返納スヘシ

一、第七條中投網ノ下及四手網ノ下ニ左ノ割註ヲ加フ

一、投網（網丈三尋以上ノモノヲ除ク）

一、四手網（柄持網（竪持網トモ云フ）ヲ除ク）

一、第八條ニ左ノ一項ヲ追加ス

所蔵：島根県公文書センター

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

竹島（明治三十八年二月本縣告示第四十號）及其ノ地先二十丁以内ニ於テ海驢漁業以外ノ漁業ヲ禁ス

一、第九條中左ノ通リ更正ス

第一號ノニ、縫網漁　四月ヨリ六月マテ

第二號ノロ、鮎漁　二月一日ヨリ五月三十一日マテ及十月十日ヨリ十一月二十日マテ

仝　ニ、鰒築類漁　一月一日ヨリ六月三十日マテ及十月十日ヨリ十一月二十日マテ

仝　ヘ、張切網漁、チヤグリ掛漁　十月十日ヨリ十一月二十日マテ

第四號ノハ、捕鮑　九月一日ヨリ十二月三十一日マテ

一、第十二條中二十間以内ノ下ニ左ノ十九字ヲ挿入ス

「又不動ノ篝火ヲ使用スル場合ニハ百間以内」

一、第十三條ヲ左ノ通リ更正ス

慣行ニ因リ免許ヲ受ケタル漁業ハ特ニ制限ヲ設クルニ非サレハ他ノ免許漁業保護區域ニヨリ其ノ漁業ヲ妨ケラルヽコトナシ

一、第二十條中「第二十二條」ノ五字ヲ削除シ「第四條」ノ下ヘ「第五條第二項」ノ六字ヲ挿入ス

一、第二十二條ヲ削除ス

一、第二十四條中「戸長役場」ヲ削除シ「漁業ヲ爲ス水面」ヲ「漁場」ト更正シ但書中「水面

所蔵：島根県公文書センター

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

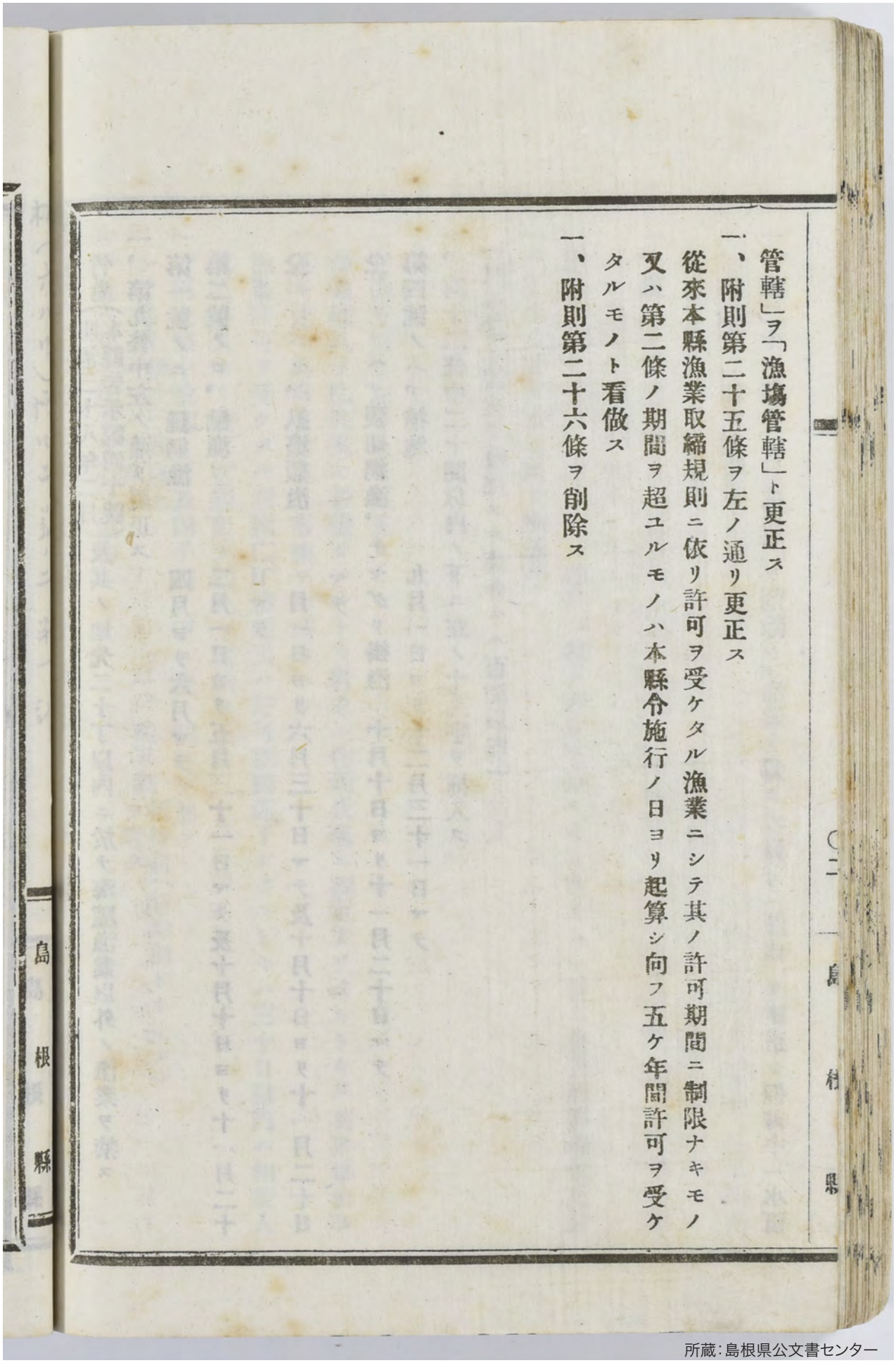

管轄」ヲ「漁場管轄」ト更正ス

一、附則第二十五條ヲ左ノ通リ更正ス

從來本縣漁業取締規則ニ依リ許可ヲ受ケタル漁業ニシテ其ノ許可期間ニ制限ナキモノ又ハ第二條ノ期間ヲ超ユルモノハ本縣令施行ノ日ヨリ起算シ向フ五ケ年間許可ヲ受ケタルモノト看做ス

一、附則第二十六條ヲ削除ス

島根縣

所蔵：島根県公文書センター